

誰もが健康と権利を
実現できる社会へ
性教育の重要性を
学ぶ

人生をデザインするために、性を学ぼう。

誰もが自分らしく生き、
豊かな人間関係を築ける社会は、
誰もが性の健康と権利を実現できる社会
である。今研究会のキーワードは、
人権、性の多様性、ジェンダー平等を
柱にした「包括的性教育」。

教文会議 ジェンダー平等の教育を考える総合研究会

2022
12/4
ジェンダー平等の教育を考える総合研究会
13:00-16:00 オンライン (zoom)

「性的同意」は信頼築く一歩

NPO法人ピルコン理事長 染矢 明日香さんに聞く



正しい知識発信で性暴力許さない社会へ

信濃毎日新聞 2022.7.17 掲載記事

講演 染矢 明日香さん
(NPO法人ピルコン理事長)

実践報告

「英語で学ぶ
性的同意」
中村 万里菜さん
(伊那北高校)

人権とジェンダー平等を骨格にした性教育の価値、目的、具体的な構想を実践につなげるための総合研究会。

■資料は教文 HP「会員専用」→「資料」にあります
■今までの総研の資料もあります

講演

「誰もが健康と権利を実現できる社会へ
ピルコンにおける性的同意の実践」
NPO 法人ピルコン理事長

染矢 明日香さん

染矢明日香さんは、ご自身の経験から、大学生の頃に性の健康について問題意識を持ち、民間企業での勤務を経て、性の健康の啓発活動を行っている。NPO 法人ピルコンを設立し、政治への働き掛けも含め、様々な活動をされている。

「誰もが自分らしく生き、性の健康と権利を実現できる社会」というビジョンを掲げ、「性の健康と権利について誰もが気軽に学べる語り合える相談でき、支援につながる環境の実現」というミッションを軸に活動されている。Line や Twitter などの SNS を活用した情報発信・相談支援を精力的に行い、若い世代の性の悩み・不安の受け皿となっている。

講演の中でキーワードとなった「包括的性教育」とは、性を生殖・性交のことだけでなく、人権教育を基盤に人間関係を含む幅広い内容を体系的に学ぶことを指し、現在その充実が課題となっている。講演の中では、すぐに使える実践的な性教育の教材や事例が数多く紹介された。例えば、アメリカの Amaze という性の健康と人間関係を幅広く学べる数分のアニメ動画教材は、ピルコンが46本の動画を日本語に訳しており、活用することができる。性に関する幅広いコンテンツを無料で見ることができ。さらに、包括的性教育教材ポータルサイト「ライフデザインオンライン」というウェブサイトには、学校現場で使える探求型の性教育に関わる学習教材がまとまっている。

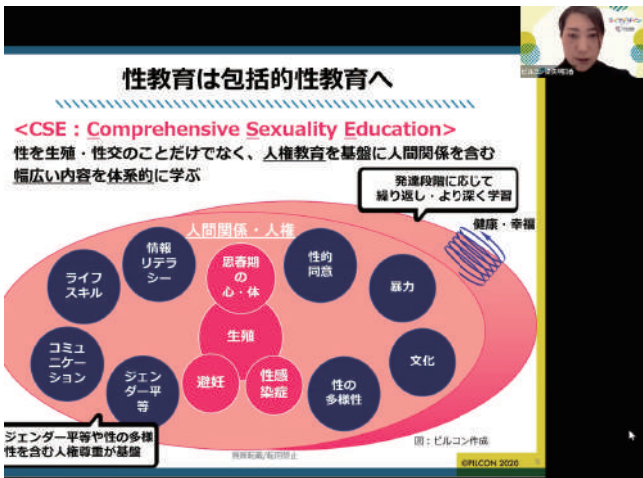
今号の記事

- 1 ジェンダー平等の教育
- 2 開かれた学校づくり
特別寄稿 (連載1回目)
- 3 特別支援教育
- 4 教文会議議長挨拶
- 5 教文会議課題別研究会
再編について



講演の中で は、実際に「性的同意」の授業を体験し、その理解を深めた。「ジュースを飲んだらすごくおいしかった！友達にひとくち飲むように勧め

始める時どうする？」という投げかけから始め、自分のからだにだれが、どこに、どのようにふれるかは、自分が決められること！という基本的な考え方を分かりやすく理解することができた。また、性教育の授業を行う際に気を付けなければならないことも学んだ。理解を深めるために性に関する具体的なエピソードが出てくることや、無理をせず自分のペースで参加してほしいことなどを伝え、参加者への配慮をしつかりと示すことが重要である。同意の取り方について、直接的な言葉のやり取りが気まずい場合は、二人の間で性行為を意味する合言葉を決めておくことが良いということだった。その後、グループディスカッションとして「ストーリーを読んで、性的同意を尊重するストーリーに書き換えてみよう」という活動の紹介があった。



に対して意見を交換し、性的同意を尊重するにはどう変えればいいのかというのを話すのはやりやすく、効果的な活動だと感じた。「紅茶と同意(Tea Consent)」の動画は、ユーモアもあり大変分かりやすく、高校生にとって性的同意を理解するうえで有用な教材である。さらに、高校生にも身近なデートDVに関しても、様々な種類があるということも学んだ。生徒自身がデートDVだと認識できないことも問題であると思った。パートナーのことを大事にする関係性においては、以下のようなことが重要である。「恋愛・性経験はあせらなくて大丈夫」、「妊娠や病気につながり得ることなので安心できる対策が必要」、「性について、お互いが納得できるまで話し合えること」などで

ある。

科学・権利の視点に基づく情報から、行政・地域・医療・教育・家庭が連携し、子ども・若者の健やかな成長をエンパワーする環境整備を行うことが重要である。学校においては、単発ではなく、継続的にきめ細かい形で性教育を行うことが求められている。そのためには、性教育への理解を深め、同僚間でも話題にすることが不可欠である。

今回の講演会を通して、包括的性教育の実践のヒントを数多く得ることができた。このような研究会での繋がりを大切に、実践を積み重ねていきたい。

実践報告

「英語で学ぶ Sexual Consent (性的同意)」

中村 万里菜さん (伊那北高校)

- ・対象：3年選択「英語会話」
- ・3講座71名。英会話に積極的で、「話しましょう」と声をかけると相手に体を向けて他者の話を聴く素地ができています。
- ・毎回リマインダーを復唱。自由に間違いを恐れず英会話できる雰囲気。
- ・夏休み前までは英会話の準備。短いフレーズの練習など。
- ・夏休み以降、社会課題についてのディスカッション。
- ・ALTと一緒につくる授業。
- ・イギリス出身のALT自身の体験談が、



英語で学ぶ Sexual consent (性的同意)



伊那北高校 中村万里菜

生徒に具体的に考えさせるきっかけとして良かった。

例：「結婚するか、しないか」ではなく「いつ結婚するの？早くすれば！」と言われるのは女性である自身のみ、弟は何も言われないことへの疑問。

「Sexual Consent とは？」

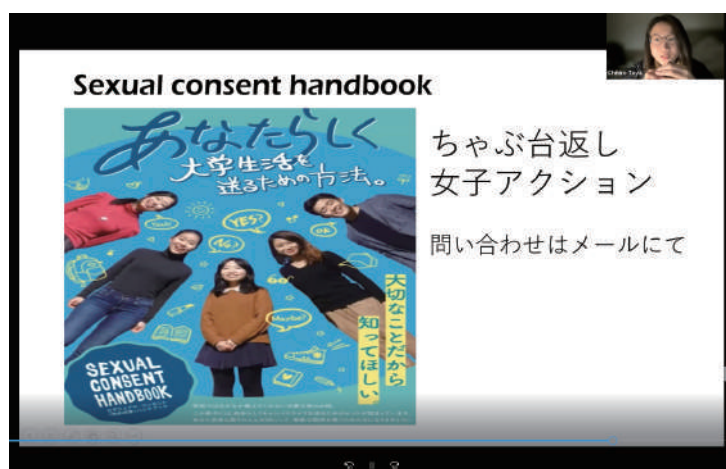
授業内 20〜25分

- ・動画視聴「紅茶と同意」
- ・何を言いたいのか？性的同意に関し、日本における問題 は何か？
- ・「Boundaries (境界・境界線)」について
- ・「Sexual consent handbook」ちゃん古返して女子アクシジョンの活動の紹介

・染矢明日香さんよりコメント
A L Tとの共同授業実践であることが素晴らしい。
英語だけで扱うのはもったいない。日本語で表現したらどうなるのか、日本文化の中ではどうなるのか考えて見ると更に発展するのでは。海外では大学内にポスターが貼られている事などと比較する等。
次のステップや社会的取り組みとして、性的同意だけでなく第三者介入による性暴力防止にも取り組んでいって
性教育は一人でやるものではない。
みんなで取り組んでいきましょう！

性的同意の授業に対する生徒の感想

- ・高校の授業では学ぶことがないし、先生たちも意図的にこういった内容を扱うのを避けているように思う。だから、踏み込んだ内容について話すのは本当に新鮮で意味があった。
- ・この授業を選択しなければ、知る機会がなかったと思う。
- ・このトピックについて今まで考えたことがなかったから、ショックを受けた。
- ・大学に入ったら多くの知らない人々と出会う。何か悪いことをされたときは、「No」と言うべきだ。
- ・難しい内容だけど、大事なことだと思った。
- ・他者の「バウンダリー」を尊重して、いい関係を築いていきたい。



・戸谷千尋さん（ロンドン大学ジェンダー学専攻）よりコメント
「Sexual consent handbook」や「Boundaries」は単なる性的同意の話ではなく、相互に尊重する関係をどうやって築くのかを実践していく活動。仲間が増えて、それぞれの大学の特性に合わせたコンテンツのハンドブック作りが広がっている。東京大学「第三者の私たちだからこそできること」ジェンダーやセクシュアリティの観点からまとめられた新入生向け冊子の紹介。
ロンドン大学では性的同意を全員が履修することを義務付けられている。

【参加者の感想など】
・この授業実践は英語の授業だから良かったのかも知れない。
・生徒の生の声を拾い伝える事が、同僚に性教育の重要性を広げていくことになる。進学校だから必要ないのではなく、高校生の今必要な学びである。
・最近の事例で、憧れの人とのデートできることになって喜んでいたら生徒が、切ない出来事になってしまい思い出したくない状況に追い込まれるような生徒がいた。小中高の継続的な学びが必要だと感じる。教員の性別や年齢によって生徒の相談しやすさは違うだろうという難しさも感じる。
・社会科の授業でジェンダーバイアスを取り上げても生徒にはピンとこない。子どものおもちゃに対する意識など教材として参考にした。ちゃぶ台返しの皆さんのこんな活動があるのかと参考になった。
・進学校の生徒は勉強意外にゆとりがなく、大学進学後急に恋愛が身近な事になることも。
・性教育はどこで扱われるか？
→ L H R ・ 人権教育 ・ 家庭科 ・ 保健講話 ・ 社会科 ・ 国語 ・ 保健体育 ・ 理科
・ など様々な時間にできるのでは。
(まとめ ジェンダー平等の教育研究会)
※講演、実践報告の資料は教文ホームページの会員専用↓資料にあります。

新

教文会議課題別研究会再編について

1970年に県内6地区の教文会議を統一して、長野県高等学校教職員組合教育文化会議が発足してから、半世紀が立ちました。29の教科別・課題別研究会と2つの特設研究会を持つ組織として、「会員が自由に、かつ自主的に教育の内容及び方法の探究・交流を進めることにも、会員の学識を高め、平和を守り、真実を貫く民主教育の確立・発展を図る」目的を掲げ活動をしてきました。

2023年4月より県の課題別研究会を再編し新たな研究会体制で出発します。会員のご理解とご協力のもと、長野県教育文化会議が会員相互の交流と教育の研究に寄与し、民主教育の確立に真価を発揮できることを祈念するものです。

再編の論議はたびたび機関会議において提起されていましたが、2020年度の運営委員会において議題として議論が始まりました。2021年度教文代議員会において、議案として提案し全県的に再編検討を開始することが承認されました。今年度、拡大運営委員会での議論を経て、代議員会において新研究会再編案が承認されました。以降2回にわたる再編検討委員会で研究会名称、研究領域、役員体制など具体的な内容の検討をしてきました。

2023年4月から新研究会が開始します。



宮下 与兵衛さん

東京都立大学特任教授。
元長野県公立高校教諭。専門は学校経営、特別活動、主権者教育。著書に、「高校生の参加と共同による主権者教育」（かもがわ出版）「学校を変える生徒たち—三者協議会の根づく長野県辰野高校」（かもがわ出版）など多数。困ったときになんでも聞ける、とにかくすごい先生。主権者教育、三者協議会、開かれた参加と共同の学校づくりの第一人者。

Yohee Miyashita

【連載①】

こども基本法成立・生徒指導提要改定と生徒参加の実現①
文科省が「生徒の参加で校則の見直しを」—生徒指導の大転換

1. 「こども基本法」の制定と「生徒指導提要」の改定

学校運営と生徒指導のやり方が大きく変わるようになりました。教育研究者や教職員組合、教職員が主張してきた「参加と共同の学校づくり」にとつて大切な、子どもの権利条約で保障されている生徒の参加と意見表明の保障を、初めて文科省が推進することを決めたのです。日本政府は子どもの権利条約を1994年に批准しましたが、その国内法をつくらず、子どもの権利の保障について現場の教職員におろさずに30年間もすきてきました。むしろ、文科省は2000年の学校教育法施行規則の改悪で校長権限を強化して職員会議を「校長の補助機関」

としたことで民主的な学校運営は後退し、世界の民主主義的 school 運営からの逆行がすすんできていたのです。

こども基本法が2022年6月15日に国会で可決成立し、6月22日に公布され、今年4月1日から施行されます。この法律に子どもの意見表明権が明記され、校則改善などで子どもの参加は確保され、意見表明することが保障されるようになりました。

2. どのように学校運営と生徒指導が変わるのか

「こども基本法」と「改定生徒指導提要」にどのように明記されたのか、見てください。

Yohee Miyashita

こども基本法第三条

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に 応じて、自己に直接関係する全ての事項 に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に 応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

さらに文科省は「生徒指導提要」の改定について「生徒指導提要の改定に関する協力者会議」で検討をすすめてきました。昨年12月6日に公表された「改定版」で、子どもの権利条約が明記され、生徒参加によって校則を見直すという内容になりました。それは、下記のとおりです。

生徒指導提要「改定版」

1.5 生徒指導の取組上の留意点

1.5.1 児童生徒の権利の理解

第一の留意点は、教職員の児童の権利に関する条約についての理解です。

(1) 児童の権利に関する条約 児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは、平成元年11月20日に第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。この場合の

児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。

四つの原則とは、第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていることを指します。関連する条文の概要は、以下のとおりです。(中略)

④ 意見を表明する権利 児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。(第12条)

3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制

3.6.1 校則の運用・見直し

(3) 校則の見直し

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくこ

とが求められます。そのためには、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。

なお、校則の見直しに関して、例えば、以下のような取組により、校則に向き合う機会を設けている学校や教育委員会もあります。

① 学校における取組例

・各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論。
・生徒会やPTA会議、学校評議員会において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取。
・児童生徒や保護者との共通理解を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明。

(4) 児童生徒の参画 校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

3. 文科省は本気で「生徒の参加・意見の尊重」を考えているのか

「子ども基本法」と「改定・生徒指導提要」に「子どもの権利条約」の「意見表明権」の尊重を初めて入れたのは、国連・子どもの権利委員会から勧告されてきたから入れたという形式的なものなのか、それとも本気なのだろうか。

校則問題が「ブラック校則」など社会問題になる中で、文科省は2021年6月8日に全国の教育委員会に、「児童生徒の実情や保護者の考えなどを踏まえて校則を絶えず積極的に見直すよう求める」「校則の内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要」「校則の見直しに児童生徒が参加することで、校則への理解を深めたり、主体性を培ったりする機会にもなる」と通知しました。

この通知を受けて全国の教育委員会で校則の見直しが始まられ、「各学校で見直しについて生徒自身の議論を促すよう要請した」のは28都道府県、「見直しに向けて校則への意識や実態などのアンケート調査を実施した」のは30都道府県(NHKクロージングアップ現代+の調査)と報道されました。

メディアから「都立高校で地毛証明書の提出校は6割」と報道されて評判の悪かった東京都では、保護者・生徒からの批判運動があり、都議会でも理不尽な校則を子どもの参加で見直すよう質問があ

り、都教育委員会(以下、都教委)は2021年4月に「頭髪の色や髪形、下着の色などを定めた校則について生徒や保護者、地域の人たちの意見を踏まえて見直すよう」各学校に通知しました。2022年3月10日の都教委定例会で都教育庁が校則の見直し状況について、ツーブロックを禁止していた都立高校は240課程中24課程(全日制・定時制があるので、何校とせず、課程としている)だったのがゼロに、生来の髪を一律に黒色に染色指導していた高校は7課程からゼロに、下着の色を指定していた高校は13課程からゼロに、「高校生らしい」などあいまいな表現をしていた高校は95課程からゼロになったと報告しました。報告の中で、生徒の意見を取り入れて市販のベストやカーディガンを着用できるように校則を見直した事例や、生徒会役員が他県の校則を比較検討した事例が紹介されました。

こうした流れから、昨年の「子ども基本法」成立、「生徒指導提要」改定となっていて、文科省は世論に押されてからとはいえ、形式的ではなく、本気の改革と言えると思われれます。

今回は、文科省の変化の原因について、さらに詳しく述べていきます。

※今回の連載は、2月22日発行予定の教文通信(紙版)に掲載します。

【最終講義】

宮下与兵衛先生の

3月4日 公開研究会

三者協議会・四者協議会による学校づくり、生徒参加による主権者教育を実践的にも理論的にもけん引されてきた宮下与兵衛さんが、今年度をもって東京都立大学をご退職されます。そこで次記の日程で、「子ども基本法施行・生徒指導提要改定と『開かれた参加と共同の学校』づくり」に関するオンライン公開研究会を企画しました。是非、ご参加ください。当日、直接ZOOMにお入りください。開会15分前から入室可能となります。

「子ども基本法施行・生徒指導提要改定と『開かれた参加と共同の学校』づくり」公開研究会

■テーマ 子ども基本法施行・生徒指導提要改定と「開かれた参加と共同の学校」づくり

報告 東京都立大学・特任教授 宮下与兵衛さん

指定提言1 竹原幸太さん(東京都立大学)

指定提言2 佐貫浩さん(法政大学名誉教授)

■日時 2023年3月4日(土) 9:30~12:30

■開催方法 オンライン開催(ZOOM)

■主催 東京都立大学人文社会学部教育学研究室

ZOOM ミーティングID: 965 1344 3987

パスコード: 050831

【報告】特別支援教育を考える総合研究会（前編）

「特別支援教育」が2007年にはじまって15年。一人ひとりの障害のある子どもたちの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するための教育として発達障害などの困難をかかえた子どもたちをも対象にした教育をおこなうことが掲げられました。日本の「インクルーシブ教育システム」は特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常学級という連続性のある多様な学びの場として位置づいています。高校もその流れに含まれていることは認識されているでしょうか。高校における「通級による指導」の制度が導入され5年が経過しました。通級指導の理解を広げ、通級指導から学ぶことが高校の特別支援教育にとって有効だと確信しています。

「障害者権利条約」は2006年に採択され日本の批准は2014年でした。昨年9月、国連によりはじめて日本の審査が行われ日本政府に対する「総括見解」（勧告）が示されました。日本の「特別支援教育」は「分離した教育」だとして中止を求める勧告です。

長野県の特別支援教育の特徴をどう捉えるべきか、障害者権利条約がある時代にふさわしい教育、障害のある子どもたちの権利としての教育はどうあるべきか。現状の学びの場をとらえなおしたいと思います。

2022.6.25 13:00~zoom

「高校通級」をフル活用して「特別なニーズに対応できる組織づくり」

6月25日(土) 13:00~ オンライン (zoom) 開催

講演 岡 耕平さん
(滋慶医療科学大学院大学准教授)

テーマ 「高校通級」をフル活用して「特別なニーズに対応できる組織づくり」

報告1 特別支援をめぐる情勢報告
太壽堂 雄介さん
(長野健福学校 全国障害者問題研究会長野支部事務局長)

報告2 長野県の高校の実態報告
北原 恵美さん
(箕輪通修高校)

どなたでも参加できます。
詳細、申込みは教文ホームページから。
(申込期間 6月1日~23日)

HP <https://kyobun-kaigi.org>
E-mail kyobun.nagano-h@educas.jp

「特別支援教育を考える」総合研究会

(2022年6月25日オンライン開催)

この総合研究会は、これまでと同様に県教組障教部、全障研長野支部、高校教文会議の三者共催で行われました。今年度もコロナ禍であることからオンライン開催としました。短時間の中に多くの情報、知識を詰め込み、十分な討議や意見交換はできない形ですが、特別支援教育の共通の学びを深め考え合いました。

■小、中、特別支援学校からの報告

太壽堂 雄介さん
(全国障害者問題研究会長野支部事務局、長野養護学校)

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の開始があり改めて戦争の悲惨さを痛感しています。この機に乗じて憲法「改正」や核共有の声が出てきました。武力に武力で対抗することがどれだけ危険で愚かなことか、私たちは歴史から学んできました。また、戦時中、障害者が「非国民」「殺つべし」と言われ差別された歴史も忘れてはなりません。障がい者は平和でこそ生きられます。全障研常任全国委員会は、「ウクライナにおける武力行使と戦争に反対し、障がいのある人の家族と健康を守ろう」と人権を守る取組みとして3月10日にこの戦争に強く反対する声明を出しています。

「特別支援学級及び通級指導の適切な運用について」

文科省からの通知により支援学級に在籍する児童生徒は週の半分以上を特別支援学級で受けるようにと指示が出ました。このことは現場に大きな波紋と混乱をもたらしています。

特別支援学級に在籍する児童生徒は、学年も発達段階にも違いがある中、個別の実態に合わせた授業を日々行っています。通常学級が居場所になるか、特別支援学級か、本人や保護者と相談をしながら、より安心できる状況で学習を進めるのが日常です。今回の文科省通知のようにどちらの学級で活動するのかを機械的に時間で分けられることは、一人ひとりに合った教育ができなくなるおそれがあります。およそ15時間以上は支援学級で過ごすという作られた枠によって退級もありうることです。今後、通級指導教室の重要性が出てきますが長野県では十分に設置されてはいません。通級指導は児童生徒13人に1人の教員が適正配置とされましたが、現在は20人を担当している実態もあります。子どもたちの教育条件は大きく後退するおそれがあります。

「特別支援教育を担う教師の養成のあり方等に関する検討会議の報告」

2022年3月に取りまとめられ通知が出されました。報告では「すべての新規採用教員は概ね10年以内までに特別支援学級や特別支援学校を複数年は経験

する」とされています。このことにより特別支援教育の理解が広がることは期待できる反面、特別支援教育の現場では専門性が要求されるため、経験の全くない教員が仕方なく特別支援の現場に赴任することは、教員にとっても子どもにとってもよくない状況が懸念されます。障がいを持つお子さんはゆっくりじっくり育ちます、例えば担任が2年で交代となった場合など子どもへの影響、職場への影響が予想されます。この報告の内容で特別支援教育への理解が深まるのだろうかという疑問が残ります。

「特別支援学校の設置基準」

今回の設置基準ではこれまで改善が期待されなかった図書室、自立支援室、幼稚部の学級は5名以下と明記されるなど一定の前進はあるものの、その一方で児童生徒数の上限、通学時間の上限の規定、必要な特別教室の数などは示されていません。また、既存校への状況は猶予されていることから、可能な限り速やかにすべての学校に設置基準を満たしていくことが求められています。文科省は全国の特別支援学校で教室の不足調査を行い、3月に報告がありました。前回調査で全国3740教室が不足していたものが不足はさらに578教室増えていきます。長野県では44教室の不足が今回の調査では69教室に増えました。国は令和6年までに教室不足解消の集中取組計画を各県に求めています。県は新たな策定をせずこれまでのものをそのまま提出し

ています。整備基本方針では2070年まで生徒数の試算を行い生徒数は増え続けています。69教室の不足にさらに過密過大の状況が続くことが容易に想定されます。県は解消の方向は持っています。今後も障害のある子どもたちのための取組が必要です。また「医療的ケア児の支援法」が9月に施行されました。各自治体は受け入れに向けて支援体制を拡充していく方向の報告がありました。現在養護学校には人工呼吸器をつけたお子さんが保護者の付き添いで通学していますが、付き添いなしで通学が可能となる状況も出てきます。引き続き様々な課題に注目していきます。

「高校の発達障がいの実態について」

県の調査結果では発達障がいの診断名を持つ生徒は毎年増加しています。いずれの発達障がい種においても増加傾向であり、全日制、定時制課程すべての高校に発達障がいの診断のある生徒は在籍していることがわかります。背景には長野県中学校の特別支援学級在籍率は全国1位で、そのうちの72.9%が高校に進学していることから高校進学者は多くなり、特別支援学校高等部への進学は全国比較では減少している実態があります。高校においても通級指導が始まりました。今後高校への期待は大きいかと思います。

(たいじゅつ ゆうすけ)

■高校からの報告
北原 恵美さん
(教文特別支援教育研究会、箕輪進修高校特別支援教育コーディネーター)

太壽堂さんの報告のとおり、義務教育段階では法的な流れの中で障がいのある子ども達はとても丁寧に扱われていました。私たち高校現場では、障がいのある生徒に対して「高校に進学したのだから」ということで学習中心の見方に偏りがちです。この研究会で高校教員が知らない、思いもしない発達段階の実態を知ることからはじまるかと思っています。

○公立高校に在籍する「発達障がいの診断名を持つ生徒の割合」

公立高校に在籍する「発達障害の診断名を持つ生徒の割合」は、調査開始の2007年度から1.03倍の増加となりました。全日制には2.25%、定時制課程には20.2%と多部制・単位制高校を含む定時制課程に発達障がいの生ぎづらさを持つ生徒は多く偏ります。特に自覚障学級からの進学率は90%を超え、少人数の編成が学習環境として安心であることが証明されています。高校進学という環境の変化によりこれまでの支援がなくても過ごしていける場面もありますが、高校に進学したことによりこれまで継続されてきたつながりから手を離され、そのことにより問題が複雑化するなど解決にならないケースもあります。また、

DV、貧困、ヤングケアラーなど、高校生となり漸く自分からSOSを発信することができるなど、高校ならではの多様性も多岐にわたるため、切れ目のない支援の必要性は続きます。コロナ禍もあり、通信制高校への進学は8人に1人の割合です。長野県に私立の通信制高校が全国1多いことが何を意味するかについても今後の課題となります。

○知的な低さを抱える生徒の進路保障

今年度の高校入学者選抜はほぼ全入の実態です。知的障害の生徒も高校に入学しています。少人数の学習環境が実現している場面では、学習の積み重ねが弱く困難はあっても、高校合格、進学の喜びが勝り何とかやっています。しかし「長野県特別支援教育推進計画」に基づく「一人ひとりのニーズに応じた適切な学びの場の実現」は多様性を受け入れる場としての高校特別支援教育は、将来につながる進路保障という観点において、丁寧につなげたとしても、労働意欲の欠如、就労後の離職の早さ、離職率の高さから困難があると言えます。高校進学者増加と支援学校高等部入学者減少の関連があることも考えたいと思います。

○新たな教育改革の中で

GIGAスクール構想におけるICT教育の推進では、障がいや発達段階を考慮しない一人一台端末の導入があり、経済的負担と共に、これまでの経験値の差や発達特性、知的能力による取扱の困

難さは切実です。進学校での活用は進んでいますが、最終学年のすべての生徒が県からの貸借タブレットの学校もありません。教員にはタブレットが行きわたらず、生徒に貸し出したものが回収され来年度漸く配布される見通しで、中学校までの展開に対して実施は未だに困難です。

○高校における「通級による指導」

制度化され5年目となりました、現在実施校は単位制・多部制高校の3校に限られています。県から提案された第3次再編計画では高校の枠組みに変化がありそうですが、現在の実施校では対象生徒は全校生徒のわずか1〜2%です。高校にはそのための加配も十分ではなく担当者の負担は増大です。通級が生徒にとって有効であることは確かですが、担当教員、特別支援教育コーディネーターの負担は大きく自分の授業や校内の分掌を持ちながら通級指導に係ることで過重負担の問題があります。通級指導による教職員の学びが学校全体の特別支援教育の柱となり、実施校だけでなくすべての高校の特別支援教育の底上げとなることを期待します。

※特別支援教育を考える総合研究会に行われた岡耕平さんの講演内容ほか、関連記事は、次号2月22日発行の教文通信(紙版)に掲載します。

新年を迎え

教文会議 議長 寺尾 真純



衝

撃的だったウクライナ侵攻、その終結が見いだせない。資源・エネルギー、物価高、世界的インフレ、円安、長引

くコロナ禍…、生活費が高くなったのに日本では低賃金のまま。引き続き感染症の中、何のため、誰のため…平和で民主社会の創造へー政治の役割は、教育の役割は如何にー。

生徒が置き去りにされた教育「改革」が久しくなります。何のための教育、誰のための教育なのでしょう。新自由主義と国家主義が相乗し政財界に從順かつ積極的支えになる効率的人材育成の政策のもと、現局面では政策として「主体的・対話的で深い学び」「探究的な学び」「個別最適な学びと協働的な学び」が議論・検証を欠く性急なICT化を伴い進められようとされています。偶然性や多様性を排除し、画一矮小化条件付け、定型化された授業や学びのパターン化といったきらいは日常の中にないでしょうか。生徒には「期待される学び」「評価」されることへの「過剰な適応行動」につながらないでし

うか？

困難・課題が山積する中、キリツとした寒さの中、陽光穏やかな元旦を迎えました。新年にあたり平和で民主的な社会実現を希求、その思いを何時になく強く感じます。教文会議では会の目的に「自由に、かつ自主的に」、「教育の内容及び方法の探究・交流」、「平和」、「真実をつらぬく民主教育の確立・発展」がキーワードとしてあがります。11月の運営委員会では感染症の状況を観つつ、オンラインや対面、現地開催等、各研究会や支部の取り組みが報告もされました。今年度より具体的に課題別研究会の再編も進められそのための対面やオンラインによる会合ももたれてきました。教文会議のアンケート(中間まとめ)では会の存在意義、役割、期待を感じさせる内容となっています。

白

主研修の重要性が増しています。教文会議においても講演頂いている子安潤氏(中部大学)は著述の中で「授業を型にはめて安心する志向ではなくて、教師と子どもが呼応する日常の機微のなかで教育が行われていくことに価値を置いていきたいものである。型をつくりながら壊す発想の側にいてこそ専門家としての教師は日々新しくなる」と述べています。教文活動の特徴ー型にはまらない、縛られない、自由闊達な研究研修活動ーここに無限の可能性が潜んでいます。2月をはじめ、今後も複数の研究会がコラボした全県研究会も企画されています。

今

年も感染症等の状況を観つつ様々な模索が続くと思われませんが、明るい未来につながる、つなげる教育の創造追求を、健康留意、同僚性のもと、参加と共同、共に学び合う中、可能性を広げ深化していきたいと思えます。

(てらお ますみ)

暦

1/14 これからの特別支援教育を考えるシンポジウム

1/22 平和人権と国際連帯の教育・社会科教育研究会合同全県研究会

「ウクライナ侵攻から平和教育を考えるー分析が広がる世界の中で平和協調への取り組みを求めて」

1/28 高校教育シンポジウム (2日開催)

1/28 障害者権利委員会総括所見についての意見交換会

1/29 技術・職業教育全県研究会「高校専門教育の再編と職業教育の創造～地域と結びついて職業教育の実践～」

2/04 特別支援教育・定通教育・国語教育合同全県研究会

「誰が国語力を殺すのか～言葉とは『生きる力』～」

2/04 図書館教育独自教研「探求的な学びへの『資料提供』について考える」

2/11 教文第4回運営委員会

2/19 青少年文化全県研究会「メディアリテラシー教育について」